

今後の案件等について

1 今後の案件・会議のスケジュール

○年度内の案件・会議スケジュール（案）

回	時 期	案 件	備 考
6	11月下旬	○諸室の仕様検討	
7	12月中下旬	○諸室の仕様まとめ	
8	1月中下旬	○基本構想（案）の文言整理 ○概算事業費の確認 ○事業スケジュールの確認	
9	2月上旬	○基本構想（案）の答申	※答申…諮問に対して答えを返すこと。
※パブリックコメントの実施（2月中旬～3月中旬の1ヶ月間） パブリックコメント…町民生活に広く影響を与える町の基本的な政策等の策定にあたり、当該政策等の案の内容等を公表し、それに対する意見及び情報等(以下「意見等」という。)を募集し、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、その意見等に対する町の考えを公表する一連の手続きをいう。			
10	3月中下旬	○パブリックコメントの実施報告 ○次年度の会議計画（案）について	※案件が主に報告事項となるため、 書面会議 とする

2 基本構想に記載する事項

（1）基本構想と基本設計の違い

第1回会議の資料『野辺地町統合小学校新築事業 基本構想（素案）』p.2を参照。

（2）基本構想に『記載する内容』と『記載しない内容』の分け方

- ・基本設計（来年度予定）において、より詳細な仕様を決めていくことになる。
- ・設計業務を受注した業者のアイデアや創造力を活かすためにも、**基本構想で決め過ぎない。**

会議で出た意見等

※基本設計において、設計業者がアイデアや創造力により作り上げるための余地・余白部分となる。
（基本設計検討時に当委員会の意向を伝えながら作り上げていく部分でもある。）

基本構想に載せる意見等

『このポイントだけは外せない』
『これだけはしっかりやってもらいたい』
といった最低限達成したいポイントを記載する。